

【重要事項説明書】

指定（介護予防）福祉用具貸与のご案内

1 サービスの目的

指定（介護予防）福祉用具貸与は、介護保険制度を利用される利用者を対象に、介護支援専門員が立てたケアプランに基づき、様々な障害を抱えながらも、住み慣れたご自宅で日常生活を過ごしていただけるように、利用者の状態に応じたサービスを提供するものです。このサービスは、介護保険法の基本理念に基づき、生活の質の確保を重視し、健康を管理し、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、快適な在宅生活が継続できるように支援することを目的とします。

2 サービスの内容

指定（介護予防）福祉用具貸与の内容は、前項の目的を達成するため、次のようなサービスを提供するものです（介護予防の場合、提供できないものもあります）。

（1）介護保険給付対象サービス

① 車いす

自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限ります。

② 車いす付属品

クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限ります。

③ 特殊寝台

サイドレールが取り付けられているもの又は取り付ける事が可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するものです。

i) 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能

ii) 床板の高さが無段階に調整できる機能

④ 特殊寝台付属品

マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限ります。

⑤ 床ずれ防止用具

次のいずれかに該当するものに限り、

i) 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット

ii) 水などによって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット

⑥ 体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除きます。

⑦ 手すり

取り付けに際し工事を伴わないものに限り、

⑧ スロープ

段差解消のもので、取り付けに際し工事を伴わないものに限り、

⑨ 歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するもので、次のいずれかに該当するものに限り、

i) 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの

ii) 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの

⑩ 歩行補助つえ

松葉杖、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限り、

⑪ 認知症老人徘徊感知機器

認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの

⑫ 移動用リフト

床走行式、固定式又は据え置き式であり、かつ、身体を吊り上げ又は体重を支える構造を有するものであつて、その構造により自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取り付けに住宅の改修を伴うものを除きます）

(2) 介護保険給付対象外サービス

① モーターなしベッド

背部又は脚部の傾斜角度、および床板の高さの調整できる機能を有していないものに限りです。

② メドマー（ハドマー）

下肢装着型家庭用エアマッサージ器。

③ 吸引器

痰の吐き出しが困難な方の分泌物や貯留物を吸引する装置です。

④ 離皮架（リヒカ）

アーム部が跳ね上げできて患部に直接布団がかからないようにするための道具です。

3 サービス事業所の概要

(1) 事業所の指定状況及びサービス提供地域等

会社名	株式会社ジェネラス		
代表者	代表取締役 小山 樹		
事業所名	株式会社ジェネラス		
管理者	小川 洋司		
所在地	名古屋市中区千代田二丁目 16 番 28 号 グラシア2号館4階		
電 話	052-238-5496	F A X	052-238-5497
介護保険指定番号	2370600500		

(2) 運営方針

専門的知識を持ったスタッフがきめ細やかな心のふれあう対応をします。また、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定を行います。福祉用具を使用することにより日常生活の便宜と機能訓練などに役立ち、また介護する方の負担軽減を図ります。関係市町村、地域の医療・福祉サービス等の密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

(3) スタッフの体制

福祉用具貸与サービスを担当させていただく職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

区 分	常勤	非常勤	主な職務内容
管理者	1		所属職員を指導監督し、関係機関との連携を図り、設備や物品の衛生管理を行い、適切な事業の運営が行われるように統括します。
福祉用具 専門相談員	1	2	利用者の身心の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具選定の援助、取付け、調整を行ないます。

(4) 営業日・時間

① 営業日

通常は月曜日から金曜日です。

ただし祝日、国民の休日及び12月30日から1月4日までを除きます。

② 営業時間

午前9時から午後6時までとします。

4 サービスの利用料金

(1) 介護保険給付の対象となるサービスの利用料

利用者負担金は、介護保険によって定められた負担割合等のご負担となります。

利用者負担金等については、別表をご参照いただくほか、介護支援専門員より提示されるサービス利用票及びサービス利用票別表にてご確認下さい。

(2) 介護保険給付の対象外であるサービスの利用料

利用料については、別表をご参照下さい。

(3) 支払方法

利用者負担金等の支払いについては、郵便局の口座引落の方法によるも

のとします。毎月末日締め翌月25日（当日が郵便局の休業日である場合はその翌日）にお引き落としとなります（ただし、手続完了までの間は、例外的にお振込みにてお願いする場合がございます）。

（4）その他実費負担

サービス提供に伴い必要となる実費等につきましては、事前にご説明の上、別途ご請求させていただく場合がございます。

5 サービスをご利用いただくに際しての注意事項

（1）利用中のご連絡について

利用者のご都合によりサービスを中止する場合には、中止の1週間前までに、次の連絡先までご連絡下さい。

（電話）052-238-5496

（2）入院に伴うサービス一時保留について

利用者が入院された時点で、介護保険給付対象サービスは一時保留となり、その期間中の料金は発生致しません。一時保留期間は原則1ヶ月です。ただし、入院先医療機関への福祉用具の持込み、ご使用はおやめ下さい。

（3）長期入院に伴う対応について

利用者が長期入院される場合につきましては、福祉用具を一旦引き揚げさせていただく場合もございますので、予めご了承下さい。

（4）損害賠償の範囲について

サービスのご利用に伴い生じた損害については、当事業所が付保する賠償責任保険（行政機関の指導に基づき加入しているもの）の範囲内において、同保険の約款に従い損害を賠償します。

（5）メンテナンスについて

福祉用具のメンテナンスにつきましては、法令に則って対応させていただきます。

（6）メーカーの責任について

福祉用具の欠陥・不具合などメーカーの責任によるものにつきましては、メーカーによる無償修理又は交換により対応させていただきます。

（7）利用者の責任について

次に掲げる場合のほか、利用者の責任による福祉用具の損傷・滅失等に

つきましては、その修理又は新規購入に必要な実費（修理等に伴う運賃等の諸経費を含む）を申し受けることとなりますので、予めご了承下さい。

- ① 定められた用法に違反した場合、誤った使用方法による場合又は手入れの不良による場合
- ② 利用者による改造・変更の場合
- ③ サービス保留期間中に使用した場合
- ④ その他利用者側の帰責事由による場合

6 緊急時の対応

サービス提供に伴い、利用者に事故が発生した場合あるいは利用者の健康状態に異常が生じた場合には、速やかにご家族の方及び市町村にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。

7 秘密の保持

サービスの提供に伴う知り得た利用者の個人情報等につきましては、当事業所の「個人情報保護方針」に従い、適切に管理いたします。

8 虐待の防止のための措置

虐待の発生の防止、早期発見及び再発を防止するため、下記の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催し、その結果について全職員に十分承知します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (3) 虐待等を把握した場合は、迅速に市町村等の行政機関に連絡し、協力のもと始発防止に努めます。

9 サービス内容に関する苦情・お問い合わせ

- (1) サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。迅速に対応いたします。

株式会社ジェネラス

担当者 小川 洋司（おがわ ひろし）

佐藤 晴代（さとう はるよ）

電話 052-238-5496 FAX052-238-5497

（2）利用者は、当事業所以外に、ケアマネージャー、市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

愛知県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

電話 052-971-4165

名古屋市健康福祉局介護保険課 指導係

電話 052-959-3087